

東北地方で”初”となる「特定都市河川」に

なるせがわ よしだがわ たかぎがわ たかぎがわ
鳴瀬川水系吉田川等・高城川水系高城川等が指定！

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年7月18日に、国土交通省では、鳴瀬川水系吉田川等の計26河川を、宮城県では、高城川水系高城川等の計10河川を特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和5年7月18日に、一級河川鳴瀬川水系吉田川等の計26河川について、特定都市河川として指定します。
- また、宮城県知事は、同日付けで、宮城県が管理する二級河川高城川水系高城川等（計10河川）について、法第3条第5項等の規定に基づき、特定都市河川として指定します。
- 今後、鳴瀬川水系吉田川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- なお、流域水害対策協議会設立に伴う「発足会」及び流域水害対策の推進に向けた「調印式」を8月に予定しております。開催時期等の詳細については別途お知らせいたします。

別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた「鳴瀬川水系吉田川等」、「高城川水系高城川等」の特定都市河川への指定

参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住 所：宮城県石巻市蛇田字新下沼 80

電 話：0225-95-0194（代表）



副所長（企画） 石井 貴範 （内線 205）

流域治水課長 片山 一茂 （内線 351）

宮城県 土木部 河川課

住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電 話：022-211-3173



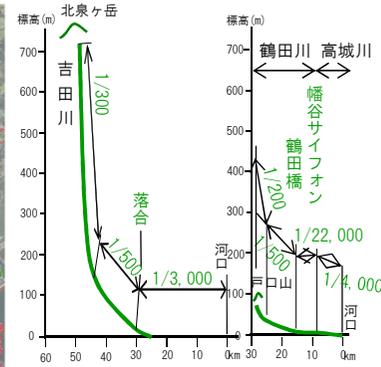
技術副参事（総合治水対策担当） 小野寺 正樹

企画調査班 技術補佐（班長） 東海林 宏幸

「流域治水」の本格的な実践に向けた「鳴瀬川水系吉田川等」、「高城川水系高城川等」の特定都市河川への指定

吉田川・高城川（宮城県）の地形特徴

- 吉田川、高城川は、急峻な山間部から低平地へと地形勾配が急激に変化し、標高差の少ない広大な低平地は一大穀倉地帯を形成している。
- 沿川に、富谷市、大和町、大郷町、松島町、鹿島台等の市街地があり、人口資産が集積。



- ①吉田川は、**左岸側を流れる鳴瀬川と一連区間で並行しており、山地に挟まれた狭窄部を2つの河川が流下する地形であるため、河道拡幅等の河川改修は困難な河川**である。
- ②高城川は、江戸時代より**山間部を河道として最大限に掘削改修した人工河川**であり、**河道拡幅等の河川改修は困難な河川**である。
また、河口部周辺は**特別名勝松島の保護地区に指定**されており、**河道拡幅等の河川改修は困難な河川**である。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

○河川区間：鳴瀬川水系吉田川等〔26河川〕
○流域面積：350km²
(東松島市の一部、大崎市の一部、富谷市、仙台市の一部、松島町の一部、利府町の一部、大郷町の一部、大和町の一部、色麻町の一部、大衡村の一部)

○河川区間：高城川水系高城川等〔10河川〕
○流域面積：120km²
(大崎市の一部、松島町の一部、利府町の一部、大郷町の一部、大和町の一部、大衡村の一部)



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R1.10 令和元年東日本台風により、堤防決壊や越水等により、吉田川沿川では約680戸、約5,540haが浸水する甚大な被害が発生
- R3.3 鳴瀬川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R4.7 前線・低気圧の影響による豪雨で、吉田川、高城川・鶴田川沿川において、内水氾濫が発生
- R4.8 吉田川流域治水部会を設立
- R4.11 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意



令和元年東日本台風による浸水状況



第3回吉田川流域治水部会（R4.11.30）

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用
特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削、遊水地整備、堤防強化
 - ・関係機関と連携した、内水浸水に対する排水能力の強化
 - ・貯留機能保全区域に係る家屋浸水防止対策

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化（雨水浸透阻害行為の許可）

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 貯留機能を有する土地への盛土等に対する勧告等（貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税）
 - 農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
 - 貯留機能保全区域の指定

流域全体で「命と生業を守るためのサポート」を推進

- 低平農地における貯留機能の維持等に対するインセンティブ支援方策の具体化
- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



河道掘削 農地遊水機能の積極的な活用 内水浸水に対する排水能力の強化

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

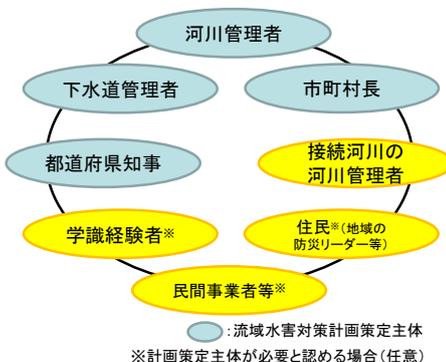
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



- （協議会設置）**
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）**
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）**
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ